

機 関 誌

えひめ 社会福祉 2020

《もくじ》

- ◆ 特集「介護人材の救世主！
～外国人技能実習生受入れの今～」 …… P1
- ◆ 愛媛県社会福祉協議会 組織・事業紹介 …… P5
- ◆ 賛助会員名簿 …… P21
- ◆ 暮らしに役立つ相談窓口一覧 …… P23
- ◆ 愛媛県内市町社会福祉協議会一覧 …… P25
- ◆ 愛媛県内地域包括支援センター一覧 …… P26
- ◆ 令和元年度 決算概要 …… P27

「やさしさ」を抱きしめよう



社会福祉法人
愛媛県社会福祉協議会

介護人材の救世主！ ～外国人技能実習生受入れの今～

近年、日本では労働力人口の減少により、今後ますます人手不足が進むと言われ、外国人・シニアといった多様な人材の活用が求められています。

このような状況の中、愛媛県の介護現場でも外国人介護人材受入れを積極的に行う施設が増えていきます。そこで今回の特集は、「技能実習制度」を利用し、実習生を受け入れている「特別養護老人ホーム道前荘」へのインタビューを行い、現場の実情を紹介するとともに、外国人受入れ等の総合相談窓口である「愛媛県外国人介護人材支援センター」の取組みを併せて紹介します。

【特別養護老人ホーム道前荘】インタビュー

インドネシアから技能実習生として来日し、2年目を迎えたドゥウイさん、ナナさんから施設での様子や日々の生活についてインタビューしました。



施設紹介

社会福祉法人聖風会が運営(平成23年4月1日西条市から移譲)し、平成27年6月1日から個室ユニット型特養85床を改築し、同年9月1日から、15床のショートステイを併設しています。「今という時を大切に」を基本方針に、個人のプライバシーを大切に、「ご自分の住まい」のように、入所者一人一人の生活リズムに合わせたサービスを提供しています。「技能実習制度」を積極的に取り入れ、外国人人材の育成に力を入れています。



技能実習生インタビュー



○愛媛県(日本)の印象はどうか？

日本語は漢字が難しく、今も勉強中です。また、愛媛県に来る前に東京の学校で日本語を学びましたが、愛媛では方言もありますので、利用者さんや職員さんに日々教わりながら覚えています。最近は「行ってこうわい」という方言を覚えました。

日本の食べ物も美味しく、「さしみ」や「お好み焼き」が好きです。



ドゥウイさん

○介護の仕事を選んだ理由を教えてください。

看護師の資格や介護職員初任者研修修了を活かし介護の仕事を経験したいという思いと、故郷の家族へ仕送りをする事で家族の生活を豊かにするために実習生となりました。



ナナさん

○介護の仕事で楽しいと思うことはありますか？

利用者さんから愛媛県(日本)の話のいろいろ聞かせることが楽しみとなっています。ただ、たまに方言等を使つての会話になることがあるので分からない言葉は先輩に教えてもらっています。

○仕事で工夫していることはありますか？また、大変と感じることはありますか？

利用者さんが寂しそうにしている時は、そばについて一緒に話をしたり、折り紙や塗り絵の遊びをしたりとなるべく一緒に過ごすよう心掛けています。また、自分ではなかなか食べられない利用者さんの補助などもしています。

日本語に不慣れで大変なこともあります。利用者さんといろいろな話をしているとそのような気持ちは薄れますし、こちらががんばろうという勇気をもらえます。



○インドネシアと日本での生活の違い等がありますか？

インドネシアには冬がないので、この前初めての寒い冬を体験しました。また、日本には梅雨があり、インドネシアとは違うジメジメとした暑さにはびっくりしました。

また、ごみの捨て方も日にちが決まっていることに驚きました。インドネシアはいつでもどの種類のごみを捨てても大丈夫でした。

○休みの日は何をしていますか？

部屋の掃除やご飯を作ったりしています。ご飯のメニューは、インドネシア料理が多く、辛い料理をたくさん作っています。日本の香辛料は少し辛みの種類が違うので、通販で生唐辛子を取り寄せたりしています。

また、電動自転車を購入したため、近くのスーパーや職場にはその自転車に乗って移動しています。新型コロナウイルス感染症のため、どこかへ遊びに行くことが気軽にできませんが、落ち着いた頃には、大型スーパーへ行きたいです。



○家族とのやり取りは頻繁にされていますか？

夜寝ている時に急に寂しさが湧いてくることがありますが、テレビ電話で家族とやり取りしたり、携帯電話で友達と話をするとう寂しさは薄れます。家族は、日本で豪雨災害など天災が起こったニュースを見ると大丈夫かとすぐ連絡をくれます。また、新型コロナウイルス感染症についても、お互いの国でも近況を報告し合ったりしています。不安なこともありますが、現代のコミュニケーションツールのおかげで毎日家族の顔を見ることが出来ます。

○将来の展望はありますか？

3年経つと1度インドネシアへ帰国しますが、また、日本に戻り、介護に携わりながら介護福祉士資格を取りたいと思っています。また、介護職員初任者研修修了をしているため、訪問介護員もしてみたいです。

将来的には、国に帰り介護施設をできたらいいなとも思っています。



受入施設職員インタビュー



実習生2名の教育係である主任の伊藤康雄氏から受入れに対する印象等についてインタビューしました。

○実習生の印象等について教えてください。

実習生2人は、施設に来た当初からとにかく元気で明るく、人見知りもなく利用者さんや職員へも積極的に関わっていたことが印象深く残っています。言葉の壁を感じることは確かにありましたが、なじみにくいということはありませんでした。



伊藤康雄さん

○日頃の対応で気を付けていることはありますか？

言葉をうまく伝えることが難しい場面がありますので、そのような時はジェスチャーを使うなどコミュニケーション方法には気を付けています。また、家族との連絡が取りやすいようテレビ電話を宿舎に設置したり、買い物等の店情報を伝えたりしています。他の職員との関わりも増やすよう工夫しています。

○これから解決していきたい課題等がありますか？

彼女たちは、介護福祉士を目指しているため、知識や技術をどう伝えていけばよいのか模索しています。また、今後、業務の中で先輩となる場面もあるため、彼女たちの新人職員への指導方法について検討していきたいです。

○これから実習生等を受け入れたいと思っている方へメッセージをお願いします。

気候や文化、生活の違い等生まれ育った国が違うため、どのように接していけばよいのかと考えられていると思いますが、そのような気構えはせず自然にコミュニケーションをとっていくと案外すんなりと関わることができます。気を遣い過ぎると逆に実習生も遠慮がちになってしまいます。日常の中で課題も出てくるかと思いますが、その都度、職員全員で話し合うことで解決もできますので、戸惑いは必要ないと思います。



特別養護老人ホーム道前荘の皆様
インタビューのご協力ありがとうございました

《技能実習制度とは?》

技能実習制度とは協定国の方に日本の高い技術を現場での実習を通じて身につけ、帰国後、培った技術を広めていただくという国際貢献を目的としています。内容は、外国人の技能実習生が日本の企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において取得が困難な技能の修得・習熟・熟達を図るものです。期間は最長5年とされ、技能等の修得は、技能実習計画に基づいて行われます。

技能実習生を受け入れる方式には、企業単独型と団体監理型の2つのタイプがありますが、今回は団体監理型の技能実習生の入国から帰国までの主な特徴と流れを解説します。

技能実習生の来日と来日後の流れ

- ① 現地の送出国へ入校 ⇒ ② 監理団体、受入施設との面接 ⇒ ③ 日本語能力試験受験 ⇒ **試験合格**
- ④ 入国前講習の受講（日本語・介護導入講習） ⇒ ⑤ 技能実習計画の認定等出国手続き ⇒ **来日**
- ⑥ 入国後講習の受講（日本語・介護導入講習） ⇒ **1か月後、受入施設で技能実習開始**
⇒ その後は、3年間のうち技能検定を受け次のステップへ進むか、帰国かを選択する。

愛媛県外国人介護人材支援センター

現在、上記「技能実習制度」のほか、「経済連携協定(EPA)」、「在留資格『介護』」、「特定技能1号『介護業』」等、多様な外国人介護人材受入制度があります。このような制度を利用して受入れの拡大及び円滑化、県内への人材定着を図るための総合相談窓口として、「愛媛県外国人介護人材支援センター」を開設しています。

<センターの業務内容>

① 関係機関連絡会議の開催

外国人介護人材に関して、行政・職能団体・種別団体・有識者等で制度や取組状況等の情報交換を行います。

② 相談窓口の設置及び巡回相談の実施

相談員による窓口相談及び定期的な施設等への巡回相談を通して、施設等に対する制度や受入環境設備等に向けた情報等の提供、外国人介護人材や受入施設職員からの悩みや課題の解決等に繋がります。

③ 研修会・セミナー・交流会の開催

受入制度等に関する研修会や、外国人介護人材のケア等に関するセミナーを開催します。職場の垣根を越えたネットワークの構築や参加者同士の情報交換、外国人介護人材の母国とのつながりを目的とした交流会を開催します。



外国人介護人材のための交流セミナーの様子



外国人介護人材の受入れに関する研修会の様子

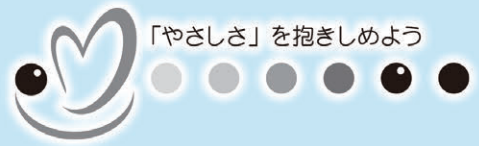
センター 職員の声

外国人介護人材について、外国人の考え方や生活習慣、異文化を理解し、その能力を活かしていくことが重要だと思います。

そのために常に関係機関等との連携を緊密に保ち、信頼関係を構築した上で、事業を積極的に推進していきたいと思っています。



愛媛県社会福祉協議会の 組織・事業紹介

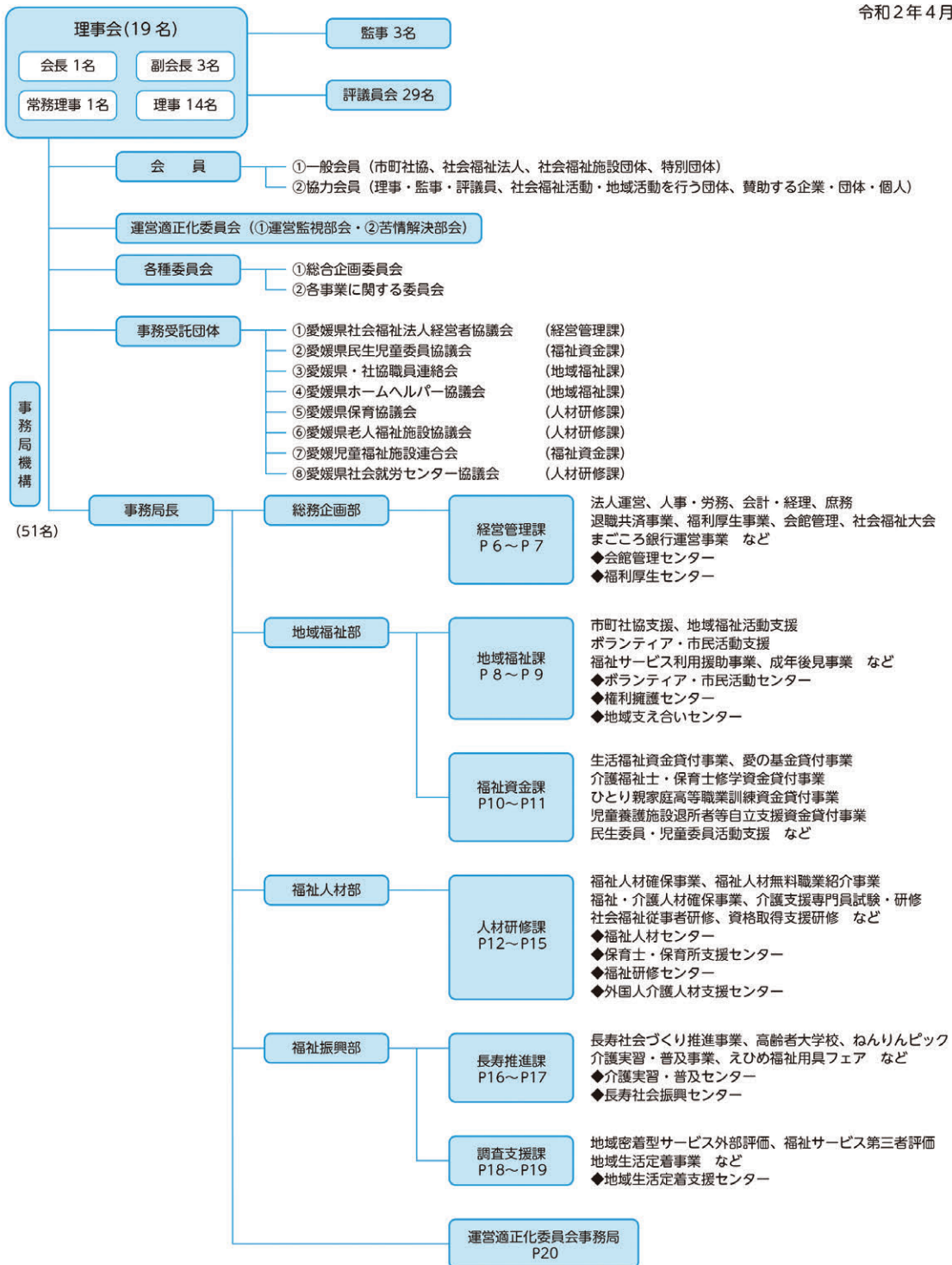


愛媛県社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて設置された民間の組織です。「県社協」の愛称で親しまれており、地域住民やボランティア、福祉・保健などの関係者、行政機関等の協力を得ながら、福祉のまちづくりをめざす営利を目的としない公共性と公益性の高い団体です。

今回は、愛媛県社協の組織概要及び各課の主な実施事業等についてご紹介させていただきます。

令和2年度 愛媛県社会福祉協議会 組織機構図

令和2年4月1日現在



人材確保・定着に向けて

福利厚生センター事業(ソウェルクラブ)



福利厚生の充実は、魅力のある職場づくりにつながり、ひいては、福祉人材の確保・定着につながります。本会では、福祉・介護の職場の福利厚生の充実のために、下記の事業を実施しています。

同センターは、社会福祉法に基づき、社会福祉従事者の福利厚生を図るために運営されるセンターです。現在、全国で26万人を超える会員が加入し、多種多様なサービスを提供しています。

◆会費：職員(第1種会員)1人あたり1万円(年額) ※非正規職員(第2種会員)は、5,000円

◆サービス内容

- ・会員交流事業(旅行、ゴルフ、観劇、食事会などに特別料金で参加可能)
- ・健診費用助成(4,120円)、法人内サークル活動助成(1人あたり1,000円)
- ・慶弔等給付(結婚、出産、資格取得、永年勤続、入院等)
- ・講習会(メンタルヘルス・接遇講習等。参加費無料)、健康生活用品贈呈(3,000円程度)
- ・各種割引(宿泊・レジャー、スポーツクラブなど、全国20万以上の優待メニューあり)



愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業 (施設の退職金制度のお手伝い)

この退職共済支援事業は、福祉医療機構の退職手当共済等を補完する形で昭和63年に設立された本県独自の制度で、加入法人の退職金制度をサポートして、福祉の職場で働く人々の処遇改善を図っています。

退職金制度の充実は、求職者が職場を選ぶ際の印象や職員満足度の向上につながり、そのことが人材確保・定着につながるといわれています。

事業の仕組み

加入法人(及び職員)が拠出した掛金を資産運用会社で運用して資産の増加を図り、職員が退職した際には、規程に基づいた退職金の支払いを行います。掛金月額(本俸月額が20万円の場合、掛金は6,600円/月(法人負担3,300円・本人負担3,300円))で、退職金は規程に基づく算定乗率×掛金納付月数で計算します。

(詳細は、愛媛県社協ホームページを参照)

加入状況

加入法人数：155法人 (県内社会福祉法人の70%超が加入)

加入職員数：9,361人 ※令和2年7月31日現在



あなたの善意を地域へ 愛媛まごころ銀行事業のご案内

愛媛まごころ銀行とは、皆さまの「地域社会の福祉の向上に役立ちたいという気持ち」と、「援助を必要としている人々」との橋渡しを行うための寄付金等の受付窓口です。

預託いただいた寄付金や物品は、地域福祉や災害支援、交通災害遺児の支援等に使用させていただきます。



まごころ銀行への
寄付金を活用して

こんな事業をしています

災害ボランティア活動支援金

被災地でのボランティア活動等で使う資機材等の購入や、平常時において地域住民の防災意識を高めるための活動等に活用しています。

この資金を活用して、スコップ、バケツ、土のう袋、マスク、軍手、長靴、ガソリン等の資機材購入や被災地災害ボランティアセンターへ軽自動車、テント等を寄贈させていただいております。また、ボランティア活動保険料等現地での災害ボランティア活動に対する支援や平時からの防災意識を高める啓発活動にも活用しています。



交通等災害遺児進学・就職支援金

本支援金は、愛媛県内の小学校・中学校・高等学校を卒業する災害遺児等の皆さんが進学・就職をする際の経済的援助を行っています。

対象

親又は扶養者が、交通・労働事故、天災等で死亡
又は重度障がいの状態となった児童・生徒

給付金

小学校卒業生：5万円
中学校卒業生：10万円
高等学校卒業生：15万円

あなたの善意を、愛媛まごころ銀行に預託(寄付)してください。

預託受付 月曜～金曜 8時30分～17時00分(祝日、年末年始を除く)

預託方法 直接お持ちいただくか、指定口座にお振込みください。

※寄付金は、所属税控除の対象となります。また、寄付者が企業の場合には、損金算入の制度が利用できます。



全国農業協同組合連合会 愛媛県本部 様



西日本電信電話株式会社 愛媛支店 様

地域共生社会の実現に向けた取組みを推進します

愛媛県ボランティア・市民活動センターの取組み

愛媛県のボランティア・市民活動の振興を図るため、平成25年度から「愛媛県ボランティア・市民活動センター」を設置しています。センターの設置から8年目を迎えた令和2年度は、センターの使命や委員会機能の見直しを含めた組織改編を行い、より一層効果的な運営を目指します。

◆適用：令和2年4月1日

センターミッション 地域共生社会に向けた協働のプラットフォームづくり

- 「地域共生社会」の実現に向け、様々なボランティア活動と多者が協働する場「プラットフォーム」づくりの推進を図り、「連携・協働の中核機関」としての役割を果たします。
- 地域の生活課題解決に協働できる、あらゆる社会資源をステークホルダーと位置づけ、社協のフロントとして、幅広い協働体のマネジメントへの積極的な関与を行い、県域の中間支援組織としての機能充実を目指します。



愛媛県ボランティア・市民活動センター

(愛媛県社会福祉協議会 地域福祉課内) [センター長：1名/スタッフ：3名]

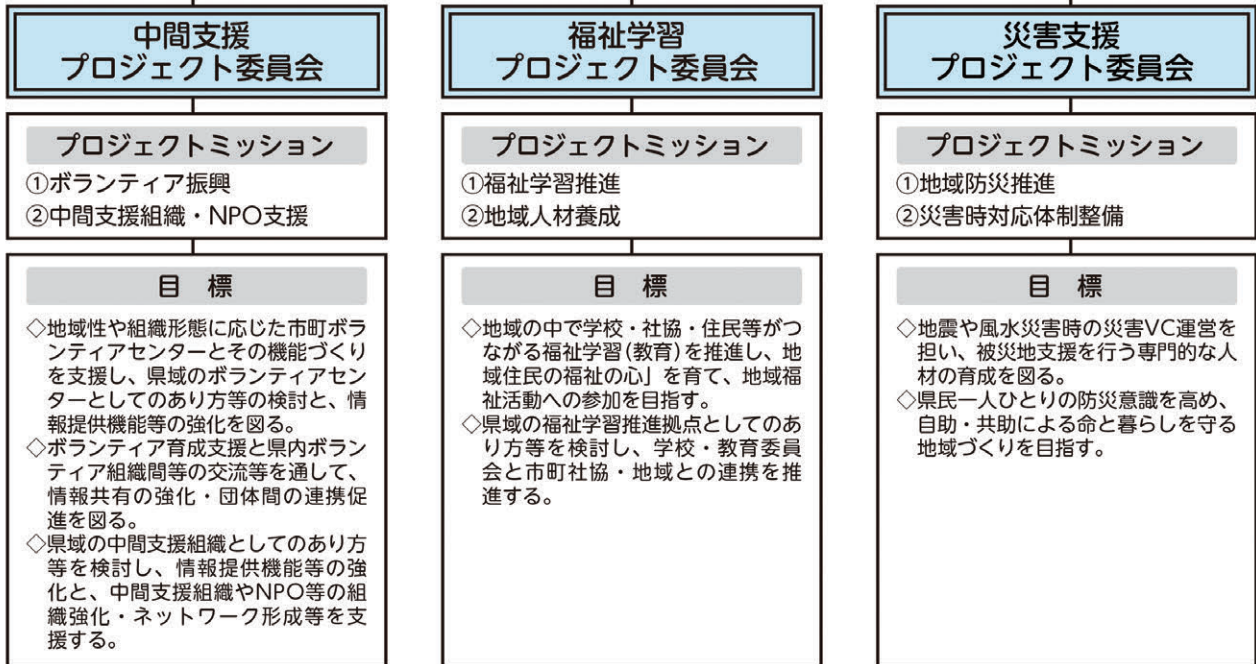
【各種相談】 【情報収集・提供】 【会議運営】 【研修・イベント開催】 【広報啓発】

運営委員会

センターの役割及び方向性の協議/センターの中長期戦略や事業計画等の検討/事業の進行管理及び評価

特別プロジェクト委員会

※運営委員会が必要と認めた場合に設置



プロジェクト委員会の実施/研修・イベント等の開催/情報提供の実施等

実施事業 の例

ボランティアコーディネート力向上研修会、市町ボランティア組織連絡会・交流研修会、中間支援組織担当者連絡会・交流研修会、福祉学習推進研修会、災害ボランティアセンター中核スタッフ養成研修、災害ボランティア研修会、災害時対応訓練等事業、NPO相談窓口等事業 etc

子どもたちの郷土愛を育む福祉学習の推進

愛媛県ボランティア・市民活動センターでは、 「福祉学習実践ハンドブック」を発行しました！

◆福祉学習実践ハンドブック「子どもたちの郷土愛を育む福祉学習」
～地元を愛し、そこに住む人を愛する心を持った子どもたちを

社協と一緒に育てよう～

これまで、本センターと学校・市町社協が連携して取り組んできた、福祉学習プログラム実践モデル事業のあゆみや市町社協の事例紹介のほか、県内全学校を対象に実施した「福祉教育とコミュニティ・スクールに関するアンケート調査」の集計・分析結果の掲載など、福祉関係者はもちろん、学校教育関係者も必見のハンドブックに仕上がっています。

本書は、本会や市町社協等で入手できるほか、本会ホームページにデータを掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

◇URL <https://www.ehime-shakyo.or.jp/>

詳しくは、愛媛県ボランティア・市民活動センター（☎089-921-8912）まで、お気軽にお問い合わせください！

福祉・学校教育
関係者必見！



災害ボランティアセンター中核スタッフの養成

県下市町の災害ボランティアセンター設置・運営の中核を担うとともに、大規模災害時には県災害ボランティアセンターと連携し、広域支援の連絡調整や被災地の支援プログラム開発、復興プロセスにかかるアドバイス等を行うことができる中核スタッフを養成しています。現在、第1期生(H25～H27)18名、第2期生(H28～H30)18名が養成研修を終了し、第3期生(R1～R2)24名が今期の養成研修を受講しています。



中核スタッフの役割や機能は

- 平時における地域での防災・減災活動や、市町社協等の災害時対応体制構築のためのスーパーバイザーとして
- 市町社協の災害ボランティアセンター運営者として
- 県内外の災害ボランティアセンター運営支援者として



愛媛県地域支え合いセンターの運営

●被災者支援のための関係団体連携会議の開催

平成30年7月豪雨災害の被災者を支援するために、愛媛県、各市行政、各市地域支え合いセンター、県内の被災者支援関係機関やNPO等の団体が参加して、「地域支え合いセンター関係団体連絡会議」を開催し、各市の被災者支援活動報告や課題解決に向けた今後の取組み等について協議しています。



●被災者生活再建支援担当者研修の開催

各市地域支え合いセンターの生活支援相談員や、各市行政の被災者支援担当者が集まり、行政・社協共同の支援担当者研修を開催し、被災者支援のための各種制度の理解や、東日本大震災等で支援活動を行ってきた有識者を講師を招き、生活再建支援活動の進め方等を学んでいます。



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金特例貸付 ～休業や失業等により収入が減少した世帯へのセーフティネット～

新型コロナウイルス感染症の広がりはまだ収束していません。

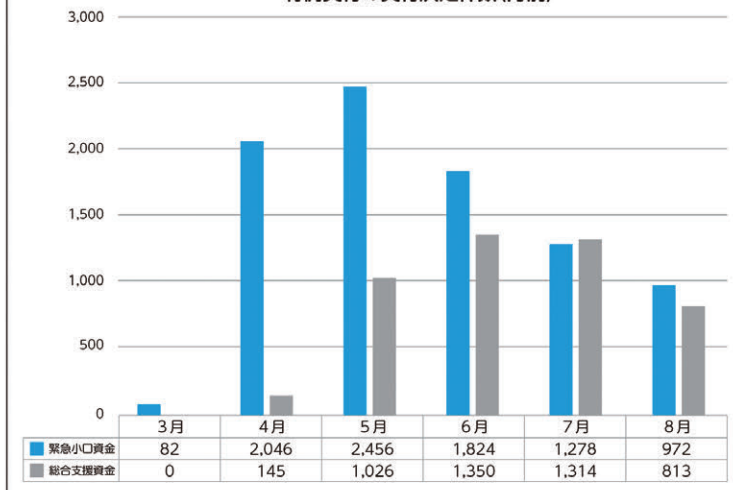
社協では、3月25日から新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や失業等により収入の減少した世帯に対し、生活福祉資金貸付制度における総合支援資金(生活支援費)及び緊急小口資金の特例貸付を行っています。

8月31日付けの県内貸付決定件数は、13,306件、貸付決定額は、4,904,760,000円(増額決定含む)となっています。

【特例貸付の概要】

資金種類	緊急小口資金	総合支援資金
貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯(ただし、生活保護世帯は対象外)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯(ただし、生活保護世帯は対象外)
貸付限度額	10万円又は20万円以内 (※20万円の場合は条件あり)	(単身世帯)15万円以内 (複数世帯)20万円以内
据置期間	1年以内	貸付最終月より1年以内
償還期間	据置期間経過後2年以内	据置期間経過後10年以内
貸付利子	無利子(ただし、償還期限後は延滞利子3%)	無利子(ただし、償還期限後は延滞利子3%)
連帯保証人	なし	なし

特例貸付の貸付決定件数(月別)

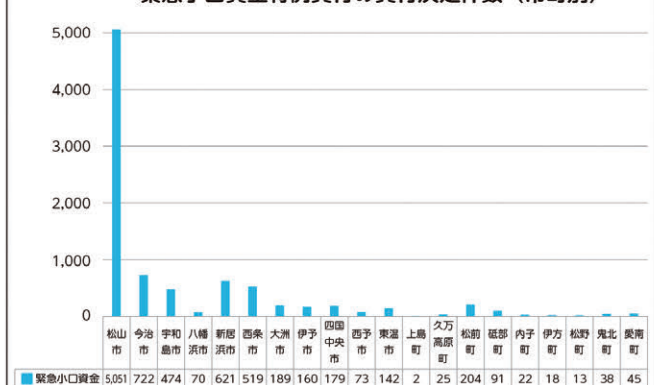


緊急小口資金は、4月、5月をピークに徐々に減少しています。

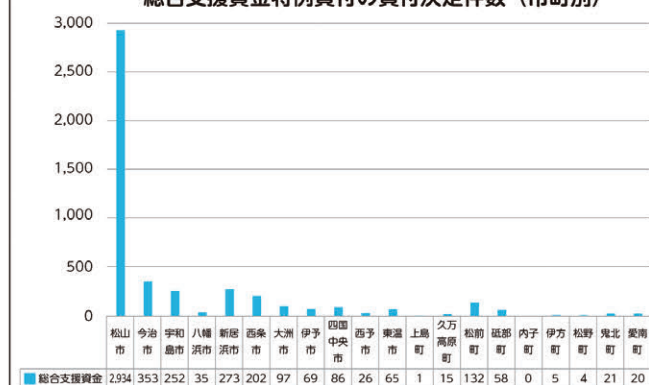
一方、総合支援資金は、緊急小口資金を借入した後も、収入の減少が続き、生活の維持が困難な世帯からの申し込みが5月から増加しています。

市町別では、松山市が全体の約6割の件数を占めています。

緊急小口資金特例貸付の貸付決定件数(市町別)



総合支援資金特例貸付の貸付決定件数(市町別)



※貸付決定件数は、8月末現在のものです。

生活困窮者等入居債務保証支援モデル事業 ～入居保証人が立てられず住まいの確保が困難な方へのセーフティネット～

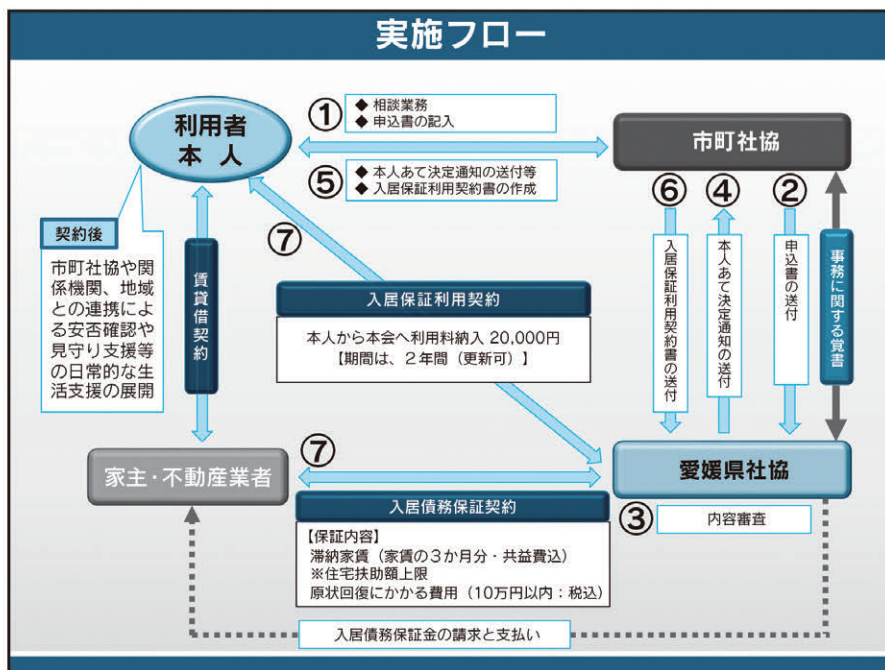
社協の総合相談窓口や生活困窮者自立相談支援機関では、生活に関する様々な相談を受け付けています。中でも「収入や生活費」などの経済的に困窮した状態の相談者が多く、家賃やローンの支払いが滞り退去を命じられるケースや、入居に際して保証人が立てられず住まいの確保が困難なケースが増えつつあります。

そこで、平成30年度から2年間、本会に設置している「生活困窮者自立支援事業ネットワーク会議」において調査研究等を重ね、賃貸住宅の入居保証人の確保が困難な方に対し、本会と市町社協、不動産関係者との三者連携により、本会が法人として入居保証人となる仕組みを構築しました。

令和2年度は、モデル事業を宇和島市社協及び新居浜市社協で実施しています。

今後は、ケースを重ねながら課題等を検証し、県内全域で活用できる生活困窮者支援等の一つの社会資源を目指しています。

目的	賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない生活困窮者（以下、「対象者」という。）について、愛媛県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が市町社協との連携のもと、本会が対象者と入居に関する『保証利用契約』や、家主又は不動産業者の賃貸人と入居に関する『債務保証契約』を締結することにより、対象者の住居確保を行い、地域での生活基盤を支えることを目的とする。
対象者 (全てに該当すること)	①本事業を利用して自立した生活を送ることが期待できる方であって、愛媛県内の賃貸住宅（公営住宅は除く。）に入居を希望する方 ②家賃等について継続的に支払いができる見通しにもかかわらず、入居時の保証人の確保ができないため賃貸住宅への入居が困難な方 ③世帯収入が、住民税非課税相当以下の方
保証の範囲	①滞納家賃の上限3か月分（建物家賃、共益費） ※ただし、生活保護制度における当該市町の住宅扶助額の月額家賃を上限とする。 ②原状回復にかかる費用（10万円以内：税込み）
保証期間	原則2年以内（審査により更新可）
利用料	20,000円
契約	①本会と対象者との『入居保証利用契約』 ②本会と賃貸人との『入居債務保証契約』 ③対象者と賃貸人との『賃貸借契約』



福祉・介護人材確保に向けた取組み

課の概略

人材研修課では、福祉職の求人・求職マッチング、福祉従事者のキャリア形成や資質の向上、福祉関係資格取得支援に関する研修事業、福祉人材の裾野を広げることを目的とした事業の実施等を通じ、多様な福祉・介護人材の確保と職員の離職防止・定着促進に取り組んでいます。

《事業紹介》

福祉就職セミナー 2020 & 福祉・介護のジョブフェス 2020

福祉・介護分野での就職に関心のある学生や保護者、一般の求職者を対象に、事業所の人事担当者に直接、話を聞くことのできる相談会を実施します。また、事業所の様子や特徴等、プレゼンテーションしている様子を収録した映像を、福祉人材センターのホームページや動画配信サイト (YouTube 等) を活用して県内外の福祉の仕事に興味を持つ求職者に視聴してもらい、求職者と求人事業所のマッチングを図ります。

開催日時：令和2年9月5日(土)13:00～16:30
 開催場所：愛媛県民文化会館「真珠の間」
 出展事業所：32事業所
 映像掲載施設数：15事業所



福祉・介護の仕事魅力発信事業 (介護職感動エピソード発信)

主に若年層を対象に、介護職の「現状」「楽しさ」「厳しさ」「尊さ」など、介護職についての理解が深められるよう感動ドラマを作成し、動画配信サービス等を活用して配信します。またテレビCMを様々な時間帯に放送して感動ドラマへの視聴を促し、将来的に福祉職・介護職を志す人材の確保を目指します。

公開時期：令和2年10月中旬に公開予定
 監督・脚本：映画監督 大森研一
 出演：大野姉妹 with 清原梨央(愛媛県を拠点に活動中の3人組ユニット)



介護人材就労支援事業 (介護助手事業)

介護の補助的な周辺業務を行う介護助手として働くための支援をしています。

実施：県内16か所(介護老人福祉施設、介護老人保健施設等)
 実施期間：令和2年9月～12月
 第1コース 9月1日(火)～11月30日(月)
 第2コース 10月1日(木)～12月31日(木)
 勤務時間：週16時間程度(実施施設との相談による勤務時間)
 参加対象：介護の仕事に興味のある地域の潜在的な介護人材60名程度
 (元気なシニア、子育てがひと段落した方、高校生以上の学生等)

介護に関する入門的研修受講促進事業 (介護の入門的研修事業)

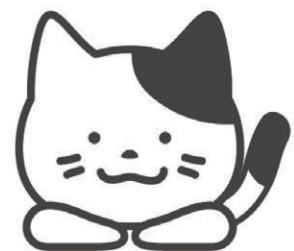
介護に関する基本的な知識や技術を身につけることのできる研修です。

実施：県内8か所(1か所あたり10名程度)
 内容：21時間(5日間程度)の研修・実習 ※厚生労働省が定めるカリキュラム

福祉・介護職場体験事業

福祉・介護に関心のある方を対象に、職場体験等を実施します。

募集人数：年間120名
 体験日数：1日から3日間/名(ニーズに応じてマッチングのうえ調整)



福祉・介護事業所施設見学・体験バスツアー

福祉・介護分野に関心のある方を対象に、さらに理解を深めてもらうために県内福祉施設を見学するツアーを実施します。

実施回数：年6回
募集定員：各15名程度



介護員養成研修受講促進事業

県内の介護事業所に勤務する介護従事者に、介護職員初任者研修課程若しくは、生活援助従事者研修課程を受講させ、終了した際に研修受講料の一部を助成します。

対象者：介護事業所に勤務する無資格の介護従事者
対象経費：研修受講中に研修実施事業者を支払った費用
(研修の受講料、補講料、テキスト代、実習費等)
助成率：介護事業所が負担した受講費用の2/3の額
助成額(上限額)：55,000円/1名あたり1回

「介護福祉士等資格保有者の届出制度」・「離職保育士届出制度」

「介護福祉等資格保有者の届出制度」は、社会福祉法の改正により、2017年4月から介護に関する資格をお持ちの方は、都道府県の福祉人材センターに届け出ることが努力義務となりました。

「離職保育士届出制度」は、2017年4月から、子ども・子育て支援新制度が施行されたことを受け、潜在保育士を含めた離職中の保育士の復職支援を目的とした届出制度です。



県外人材確保促進事業

本県移住希望者や、本県出身学生等に対し、本県での就労の相談・支援をしています。また、本県での就職を検討している県外在住者に対し、福祉・介護施設への就職活動に要した交通費を助成します。

交通費助成(上限額)：20,000円/1名あたり1回

県外保育士移住促進事業(愛媛県保育士・保育所支援センター)

県外在住者で、本県の保育所等への就職を考えている方を応援します(就職活動費用の助成)。

本県の保育所等への就職を希望しており、保育実習や就職活動に要した交通費及び宿泊費に対して助成します。

交通費・宿泊費助成(上限額)：50,000円/1名あたり1回



それいけ!! 保育士応援セミナー

子どもたちにかかわるために必要とされる知識や技術を身につける機会を提供することで、保育現場への復職や定着を図り、保育人材の確保につなげるためのセミナーを開催します。

実施時期：11月・2月
参加対象：潜在保育士、教育・保育施設等の職員、保育士養成校の学生
実施内容：保育実践

レタス*サロン(愛媛県保育士・保育所支援センター)

保育現場への就職に不安がある方、保育のスキルを上げたい方を対象に、年に数回少人数制で保育実践等を学び合う研修を行います。

実施場所：愛媛県総合社会福祉会館 ほか
参加対象：愛媛県保育士・保育所支援センター登録者
参加人数：10名程度
参加費：無料

プレ*サロン&出張相談会（愛媛県保育士・保育所支援センター事業）

保育現場への就職を希望される方等を対象に、保育の仕事に関する情報を提供したり、簡単な保育実践を行う相談会を開催します。

実施日時・場所：[第1回] 8月 8日(土)11:00～15:00 フジグラン西条
 [第2回] 9月 27日(日)11:00～15:00 フジグラン重信
 [第3回] 11月 14日(土)11:00～15:00 フジグラン北宇和島
 参加対象：潜在保育士、保育士資格取得希望者等
 参加費：無料



外国人介護人材に関する相談窓口設置及び巡回相談（愛媛県外国人介護人材支援センター）

外国人介護人材に関する相談窓口設置し、相談員による窓口相談及び定期的な施設等への巡回相談を通して、施設等に対する制度や受入環境整備等に向けた情報等の提供、外国人介護人材や受入施設職員からの悩みや課題の解決等に繋がります。

相談窓口：愛媛県総合社会福祉会館2階(平日9:00～17:00)
 専任相談員：1名配置(英語対応可能、介護現場経験者)
 巡回訪問数：専任相談員による施設訪問

外国人介護人材受入に関する研修会（愛媛県外国人介護人材支援センター）

外国人介護人材を活用する上で必要な各種制度の仕組みや具体的な留意点、受入に必要な研修体系や環境整備等について理解促進を図るための研修会を開催します。

実施回数：年2回
 参加者数：各50名

外国人介護人材のための交流セミナー（愛媛県外国人介護人材支援センター）

不慣れな生活環境や人間関係等から起因するメンタル面の不調等を防ぐためのケア等の方法や労務管理のあり方など職場環境の向上を図るためのセミナー及び職場の垣根を超えたネットワークの構築や参加者同士の情報交換等を行うことにより、本県での生活環境や職務等へのモチベーション向上、さらには母国への本県の魅力発信や人材勧誘のきっかけ作りにつなげるために交流会を開催します。

実施回数：年2回程度
 参加者数：各50名程度



福祉の資格取得支援

社会福祉に従事する方を対象に、福祉に関する資格取得を支援することを目的に、各種受験対策講座を開催しています。

介護支援専門員受験対策講座（8月19日(水)～21日(金)・9月1日(火)（4日間）
 社会福祉士国家試験受験対策講座（10月～11月（7日間）
 介護福祉士国家試験受験対策講座（11月（3日間）

介護支援専門員実務研修受講試験（指定試験実施機関）

介護支援専門員実務研修受講試験(介護保険法規定)を本会が本県の指定試験機関として実施しています。

試験日：令和2年度10月11日(日)
 試験会場：松山大学

介護支援専門員研修（法定研修）

介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る各研修を、指定実施機関として実施しています。

介護支援専門員実務研修〔12月～3月(集合研修9日間及びeラーニング)〕
介護支援専門員更新研修(実務未経験者対象)〔1月～3月(集合研修5日間及びeラーニング)〕
介護支援専門員再研修〔1月～3月(集合研修5日間及びeラーニング)〕
介護支援専門員更新(専門)研修【研修課程Ⅰ】〔8月～9月(集合研修7日間及びeラーニング)〕
介護支援専門員更新(専門)研修【研修課程Ⅱ】〔7月～12月(集合研修4日間及びeラーニング)〕
主任介護支援専門員研修〔10月～12月(集合研修7日間及びeラーニング)〕
主任介護支援専門員更新研修〔来年度に延期〕

<愛媛県老人福祉施設協議会>

県内の老人福祉施設等を会員とする組織で、老人福祉施設の適正な運営及び利用者処遇の向上並びに施設職員の資質向上をはかるとともに、介護サービスのさらなる充実に向けた支援や、新制度への迅速な対応等を行うための各種調査研究・広報、研修等の実施、行政等への提言及び社会福祉協議会等関係団体との連携による社会貢献活動を行っている団体です。【令和2年度：会員施設数】271施設

<愛媛県保育協議会>

主に県内の保育所・保育施設を会員とする組織で、県内の保育事業の推進、保育士等の資質の向上等を目的として、保育に関する様々な問題の調査研究や、研修会の開催、会員等への情報発信や交流等を行っている団体です。【令和2年度：会員施設数】297施設

<愛媛県社会就労センター協議会(愛媛県セルフ協)>

県内の就労継続支援(A型、B型)事業所、就労移行支援事業所、生活介護事業所、小規模作業所、地域活動支援センター等を会員とする組織で、障がい者の工賃向上に向けた取り組みの支援や、各種調査研究・研修・新制度の情報提供を行っている団体です。【令和2年度：会員施設数】27施設

問い合わせ先

～今日の仕事を誰かに話したくなる そんな仕事です～

愛媛県福祉人材センター 愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 人材研修課内

電話：089-921-5344 FAX：089-921-3398

URL <http://www.11294.net> Eメール：jinzai@ehime-shakyo.or.jp

保育士の確保に関するご相談はこちらへ！～あなたの力で子どもを笑顔に～

愛媛県保育士・保育所支援センター 愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 人材研修課内

電話：089-921-5344 / 080-6282-9050

URL <http://www.e-h-sc.jp/> Eメール：jimukyoku@ehime-shakyo.or.jp

愛媛県外国人介護人材支援センター 愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 人材研修課内

電話：089-921-5560 FAX：089-921-3398

URL <http://www.11294.net> Eメール：jinzai@ehime-shakyo.or.jp

～いつもの暮らしをこれからも～

「福祉用具・住宅改造展示場～ユニコム～」のご案内

○介護用ベッドや車いす等の福祉用具、介護衣料品や靴等の介護用品、寝室・浴室、トイレ・台所等住まいの改修モデルがならんでいます。介護が必要になった方や、将来的なことを考えて住まいの改造を考えている方等にご利用いただけます。定期的に無料相談も行っていますので、ぜひご利用ください。

※電話・FAX等での相談も可能です。

※事前予約の必要はありませんが、来所前にお問い合わせいただくと確実です。

福祉用具相談

(火～金曜 9:00～16:00) ※年末年始除く

※介護支援専門相談等、介護を支援する立場の方もぜひご利用ください。

体験ミニ講座・体験お出かけ講座

高齢者疑似体験、車いす体験、介護技術講習全般等のテーマで対応可能ですので、ご相談ください。

問い合わせ先

愛媛県介護実習・普及センター

(指定管理者：愛媛県社会福祉協議会)

松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館1階

TEL 089-921-5140 FAX 089-921-8939



えひめシニアサイクリング交流SNS～銀輪日和～のご紹介

これまでも、これからも、轍をたどれば青春の地図。

自転車の思い出は 誰にでもある。

時に迷い、時にぶつかり、たくさんの仲間と熱く語り合ったあの頃。

僕らの傍らには、いつも自転車があった。青春はまだ終わってはいない。

もう一度またがれば、きっと自分だけの新しい物語が始まるはず。

生涯学習や自転車の魅力、楽しみ方などのお話を聴いて、

スポーツサイクリングがもたらす豊かなセカンドライフを一緒に考えてみませんか。



自転車を愛するシニア世代の方々が、乗って楽しむだけでなく、自転車のこと日々の出来事など、仲間と語り合い交流できるSNS サイトを開設しております。

交流の輪を加速させるのは、みなさんからの一つひとつの投稿です。「自分の愛車自慢」「おすすめのサイクリングコース」「忘れられない思い出の風景」「ちょっと見つけたグルメスポット」など、自転車に乗って見つけた小さな楽しみを投稿し、仲間と共有することができます。

どなたでも会費無料で交流できますので、お気軽にご参加ください！



問い合わせ先

愛媛県社会福祉協議会長寿推進課

TEL 089-921-5140

(詳しくは WEB へ ⇒ <http://e-jitensha.net/>)



新型コロナウイルスの影響による 各種事業の中止・延期のご案内

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、下記事業の中止・延期を決定しました。来年度以降の実施は、今後の状況に応じて改めて検討しお知らせしますので、ご理解いただきますようお願いします。

中止

愛媛県高齢者大学校、えひめ福祉用具フェア

延期

全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜 2020）

60歳以上の方を対象にした文化とスポーツの祭典として、毎年開催されているねんりんピックですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、岐阜大会は1年延期されることになりました。岐阜大会以降の開催も、それぞれ1年延期となります。

（延期後の内容）

名 称 第33回全国健康福祉祭ぎふ大会
（ねんりんピック岐阜2021）
日 程 2021(令和3)年 10/30(土)～11/2(火)

（2022(令和4)年以降の開催予定地）

第34回 2022(令和4)年 神奈川県 11/12(土)～15日(火)
第35回 2023(令和5)年 愛媛県 日程未定
第36回 2024(令和6)年 鳥取県 日程未定

愛媛県ノーリフティングケア普及啓発モデル事業

利用者に拘縮や褥瘡が起こる要因は、人力で抱え上げること等に代表される「筋肉に過度の緊張を与えてしまうケア」であり、また、抱え上げることによって介護職員の腰痛も多発しています。

そのため、厚生労働省は2013年に腰痛予防対策指針を改定し、人力による人の抱え上げは原則禁止しましたが、なかなかうまく実施できていないのが現状です。

ノーリフティングケア普及啓発モデル事業では、腰痛予防対策指針に沿う形で研修等を実施し、利用者及び介護職員双方の負担軽減とケアの質向上を図り、離職防止や人材の安定的確保を目指しています。今年度は下記6事業所で、8月から来年2月までの7か月間、研修等を実施します。

【令和2年度モデル事業所（6か所）】

- | | |
|---------------------|-------|
| 1 特別養護老人ホーム みどりの郷 | 今治市 |
| 2 特別養護老人ホーム なごみ | 西条市 |
| 3 ユニット型介護老人保健施設アイリス | 四国中央市 |
| 4 特別養護老人ホーム 砥部オレンジ荘 | 砥部町 |
| 5 特別養護老人ホーム ていれぎ荘 | 松山市 |
| 6 済生会小田老人保健施設 ふじの園 | 内子町 |

【7か月間で実施する内容】

- 1 実施前説明会（全事業所集合研修）の開催
- 2 事業所説明会・実施前調査の実施
- 3 ノーリフティング実施計画書の作成・機器等導入
- 4 事前研修の実施
- 5 職場巡回・研修の実施（実施後調査・検証含む）
- 6 報告会（全事業所集合研修）の開催

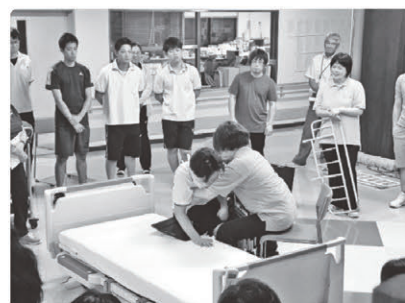
【モデル事業所へのサポート内容】

1 講師派遣

説明会や研修での指導、職場巡回指導等、職場内のノーリフティング導入を講師がサポートします。

2 福祉用具・機器の支給（40万円以内）

ノーリフティング実施計画を作成した際に導入を決定した福祉用具等を支給します。



福祉サービス評価事業等について

本会では、福祉サービスの質を確保するとともに、利用者本位の福祉の実現を目指すため、福祉施設等の評価事業を実施しています。

1 地域密着型サービス外部評価事業（外部評価事業）

評価対象	認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）
受審頻度等	年1回以上の受審が義務（実施頻度の回数は、一部緩和条件あり）
評価結果の公開	義務
事業概要	少人数の家庭的な住居で、職員や他の利用者とともに暮らすグループホームは利用者本人が認知症であるため、仮にサービスの質などに問題があっても表面には出にくく閉鎖的になりやすいという欠点を指摘されます。このような中、事業者自らが事業所の現状を多角的に分析して改善点を発見し、質を高める契機とするために評価を行うこと（自己評価）、さらには、同等の項目について外部の客観的な観点から、より精度の高い評価を行うこと（外部評価）の一連のサービス評価が義務付けられています。

（評価実績）

（単位：か所）

区分		令和元年度	平成30年度	平成29年度
認知症対応型共同生活介護事業所 （グループホーム）	1ユニット	5	7	3
	2ユニット	83	87	74
	3ユニット	7	8	8
	5ユニット	1	0	1
合計		96	102	86

2 福祉サービス第三者評価事業（第三者評価事業）

評価対象	社会福祉法人等が経営する福祉施設
受審頻度等	保育所、特別養護老人ホーム等高齢者施設、障がい者施設：受審は任意 社会的養護施設：3年に1回（義務）
評価結果の公開	任意（社会的養護施設は義務）
事業概要	福祉サービスの利用が契約制度に移行し、利用者は自らにふさわしいサービスを選択することが求められており、本評価は、利用者の選択を支援するための情報提供や事業者が客観的・専門的な評価を受けることで、自らのサービスの現状と課題を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的として行うものです。事業者による本評価への取組みは、サービスの質の向上に向けた組織的な体制づくりや利用者及び関係者等からの信頼の獲得・向上にもつながります。

（評価実績）

（単位：か所）

区分		令和元年度	平成30年度	平成29年度
老人福祉施設（特養・養護・ケアハウス）		0	5	13
通所介護・訪問介護（特養に併設される事業所）		0	0	8
障がい者・児施設		7	2	3
救護施設		0	2	1
保育所・認定こども園		5	5	7
社会的養護施設 （義務化された施設）	児童養護施設	4	0	4
	児童心理治療施設	1	0	1
	乳児院	1	0	0
合計		18	14	37

上記の2つの評価事業は、対象等に違いはありますが、「福祉サービスの質の向上」と「利用者によるサービス選択の支援」を目的とするという点で共通をしています。

本会では、両事業の適正かつ効果的な運営を通じて、福祉サービスの質と利用者の利便性の向上を図ってまいりますので、福祉関係者をはじめ様々な立場の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

愛媛県地域生活定着支援センター

これまで矯正施設を退所した高齢の方や障がいのある方の中には、地域社会に復帰するための支援と上手く繋がらず、再び罪を犯し矯正施設に戻る事例が少なくありませんでした。

愛媛県地域生活定着支援センターは、松山保護観察所や他県センターと協働しながら、そうした方々が地域での生活を歩み出すために必要な福祉サービス等が受けられるよう援助し、地域の中で安心して暮らしていけるように支援しています。

事業開始

平成22年12月1日(愛媛県から事業を受託) ※平成23年度末、全都道府県に設置

業務内容

(1) コーディネート業務

- ①対象者：矯正施設の退所予定者のうち、福祉サービスを受ける必要があり、自立した生活が難しい高齢者又は障がい者
※保護観察所又は他県地域生活定着支援センターからの依頼による。

- ②支援内容：受入施設やサービス提供事業所のあっせん等

(2) フォローアップ業務

- ①対象者：コーディネート業務の対象者のうち、矯正施設を出所後、福祉施設や地域で生活している方

- ②支援内容：受け入れ先施設等の訪問による対象者の状況確認及び必要な助言
地域の関係機関・関係者との連携によるバックアップ体制の調整

事業実績

(平成22年12月1日～令和2年3月31日)

(1) コーディネート業務(男性120名/女性20名)

①県内に帰住した者	67名
②他県に帰住した者	44名
③受入調整ができなかった者 (調整期間不足、辞退、死亡等)	19名
④コーディネート業務継続中	10名

(2) フォローアップ業務(109名)

①フォローアップ継続中の者(県内帰住者)	41名
②フォローアップが終了した者	68名
・他県センター引継ぎによる終了(他県帰住)	(43名)
・対象者死亡による終了	(7名)
・対象者辞退による終了	(2名)
・帰住先から失踪したことによる終了	(2名)
・対象者再犯による終了	(14名)

(3) 対象者の状況

高齢	81名
知的	15名
精神	32名
知的+精神	8名
身障	2名
若年認知	2名

(4) 対象者の現在年齢

80歳以上	37名
70～79歳	38名
60～69歳	25名
50～59歳	24名
40～49歳	12名
18～39歳	4名

(5) 矯正施設入所回数

1回	79名
2～5回	29名
6～10回	13名
11～15回	14名
16～29回	4名
30回以上	1名

(6) 対象者の直近罪名

窃盗・常習累犯窃盗	101名
銃刀法違反	6名
強制わいせつ	5名
暴行・傷害	5名
覚せい剤	4名
放火	4名
その他	15名

(7) 対象者の県内帰住先(67名)

更生保護施設	2名	救護施設	13名	特別養護老人ホーム	3名	老人保健施設	1名
自立準備ホーム	5名	障害者支援施設	1名	有料老人ホーム	8名	病院	4名
自宅・アパート等	21名	養護老人ホーム	7名	サービス付き住宅	2名	その他	2名

その他業務として、相談支援業務(コーディネート業務対象者以外の矯正施設を退所した高齢者又は障がい者本人やその家族、関係者からの相談対応)や福祉専門職及び関係機関を対象とした研修等を実施しています。

福祉サービス苦情相談のご案内

福祉サービスに不満を感じたことはありませんか？

福祉サービスへの苦情がありましたら、ひとりで悩まないでご相談ください。

ご相談内容をお聞きして、相談者の意向を確かめたうえで、解決に向けたお手伝いをします。皆さまからの声が福祉サービスの向上につながります。

こんな時にご相談を！

- 職員の乱暴な態度や言葉遣いに傷ついた
- サービスの内容や料金が、事前の説明と違う
- ヘルパーがお願いしたことをしてくれない
- 苦情を言ったら、契約を打ち切られた など

相談は無料です

秘密は厳守します

**匿名でも
受け付けます**

① 苦情がありましたら、まずはサービスを提供している事業者にご相談ください。

福祉サービスを提供する事業者は、「苦情受付担当者」と「苦情解決責任者」を設置し、利用者や家族などから苦情があれば、その解決に努めることになっています。

また、事業者によっては、関係者以外で公正・中立な立場から対応できる「第三者委員」を設置しているところもあります。



② 解決が困難な場合は、運営適正化委員会にご相談ください。

運営適正化委員会は、高齢者、児童、障がい者などの福祉サービスにおいて、事業者段階での解決が難しい苦情を受け付け、公正・中立の立場から解決に向けたお手伝いをします。

「事業者に相談したが、誠意ある対応をしてくれない」「利用者の不利益がこわくて、事業者に直接苦情を言うことができない」等、事業者段階での解決が困難な場合は、ご遠慮なく相談ください。

ただし、運営適正化委員会には事業者を指導する等の法的な権限はありませんので、改善の申し入れはできても強制力はありません。

虐待や法令違反などが疑われる重大な内容の苦情を受けた場合は、都道府県や市町など行政機関に通知します。

標準的な処理期間は、おおむね1か月です。

問い合わせ先

愛媛県福祉サービス運営適正化委員会

相談日 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:30 (土日祝日、年末年始を除く)
電話：089-998-3477 FAX：089-921-8939 Eメール：kujo@ehime-shakyo.or.jp

愛媛県社会福祉協議会 賛助会員名簿

本会では、会員の皆様からの会費、寄付金又は補助・受託事業等により収入を財源として様々な社会福祉事業を実施しております。

本名簿に掲載しております賛助会員は、令和2年度(9月1日現在)において本会の目的及び事業にご賛同し、資金的な援助をいただいている会員の方々です。

(50音順)

No	企業・団体名	〒	住 所	電話番号
1	株式会社あいテレビ	790-8529	松山市竹原町1-5-25	089-921-2121
2	アカマツ株式会社	790-0921	松山市福音寺町235-1	089-975-1234
3	アマノ印刷株式会社	790-0932	松山市東石井町1-10-30	089-956-2442
4	株式会社伊予銀行	790-8514	松山市南堀端町1	089-941-1141
5	株式会社伊予鉄グループ	790-0012	松山市湊町4-4-1	089-948-3222
6	株式会社伊予鉄高島屋	790-8587	松山市湊町5-1-1	089-948-2111
7	株式会社エーシー	791-2113	伊予郡砥部町拾町105-1	089-956-8858
8	株式会社愛媛銀行	790-8580	松山市勝山町2-1	089-933-1111
9	愛媛県信用農業協同組合連合会	790-0006	松山市南堀端町2-3	089-948-5211
10	愛媛県森林組合連合会	790-8582	松山市三番町4-4-1	089-941-0164
11	愛媛県農業協同組合中央会	790-8555	松山市南堀端町2-3	089-948-5607
12	エヒメシステム	791-1113	松山市森松町838-4	089-976-4111
13	株式会社愛媛新聞社	790-8511	松山市大手町1-12-1	089-935-2111
14	愛媛信用金庫	790-0002	松山市二番町4-2-11	089-946-1111
15	えひめ税理士法人	790-0878	松山市勝山町1-78-1スカイタワー勝山202	0120-358-377
16	えひめ中央農業協同組合	790-0011	松山市千舟町8-128-1	089-943-2121
17	株式会社愛媛電算	790-0067	松山市大手町1-11-7	089-941-2226
18	岡田印刷株式会社	790-0012	松山市湊町7-1-8	089-941-9111
19	株式会社オフィス・ラボ	791-1106	松山市今在家四丁目9番32号	089-958-2483
20	株式会社戒田商事	791-1114	松山市井門町190-1	089-956-2295
21	喫茶ふれあい	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-7022
22	クボタ印刷株式会社	790-0921	松山市福音寺町579-6	089-998-7771
23	佐川印刷株式会社	791-8018	松山市閻屋町6-21	089-925-7471
24	株式会社C P I	790-0065	松山市宮西三丁目4-40	089-904-2077
25	株式会社四国テクニカ松山営業所	790-0856	松山市南町2-7-11 井関ビル3 F	089-915-0730
26	株式会社松年社	790-0952	松山市朝生田町4-7-27	089-932-0666
27	セキ株式会社	790-8686	松山市湊町7-7-1	089-945-0111
28	全国共済農業協同組合連合会愛媛県本部	790-0006	松山市南堀端町2-3	089-948-5533
29	株式会社曾我商会	790-0047	松山市余戸南1-20-28	089-968-6206
30	大王製紙株式会社	799-0492	四国中央市紙屋町2-60	0896-23-9001
31	大昌工芸株式会社	790-0966	松山市立花6-5-27	089-943-3504
32	大日商事株式会社	535-0002	大阪市旭区大宮4-18-18	06-6952-7015
33	太陽印刷株式会社	790-0921	松山市福音寺町514-1	089-932-2881
34	株式会社タビックスジャパン	799-0712	四国中央市土居町入野56	0896-74-0123
35	中央法規出版株式会社広島営業所	732-0804	広島市南区西蟹屋2-9-12 FKDビル3階	082-568-5870
36	株式会社テレビ愛媛	790-8537	松山市真砂町119	089-943-1111
37	東武トップツアーズ株式会社 松山支店	790-0003	松山市三番町4-11-6-2 F	089-941-9231
38	東洋羽毛中四国販売株式会社愛媛営業所	791-1114	松山市井門町21-1	089-958-2331
39	株式会社トーカイ	790-0924	松山市南久米町110	089-976-3323
40	トヨタカローラ愛媛株式会社	791-8511	松山市中央1-16-5	089-922-3311
41	南海放送株式会社	790-8510	松山市本町1-1-1	089-915-3333
42	株式会社バツフォ	791-8025	松山市衣山5-1540-1	089-924-2224
43	濱商株式会社	790-0001	松山市一番町1-11-7	089-933-8588
44	株式会社ハラプレックス松山支店	790-0056	松山市土居町396番地6号	089-974-8711
45	株式会社パルス・デザイン	790-0913	松山市畑寺1丁目7-19-4	089-932-1131
46	株式会社ひめぎんソフト	790-0874	松山市南持田町27-1	089-943-7767
47	株式会社フジ	790-8567	松山市宮西1-2-1	089-926-7111
48	富士ゼロックス四国株式会社松山支店	790-0003	松山市三番町7-1-21	089-921-7811
49	株式会社フジトラベルサービス	790-0065	松山市宮西1-5-10	089-947-8070
50	株式会社船倉	790-0878	松山市勝山町2-10-4	089-941-4578
51	名鉄観光サービス株式会社松山支店	790-0003	松山市三番町4-12-4	089-921-5131
52	モリモ興産株式会社	791-0222	東温市下林2126	089-968-2599
53	ヤマキ株式会社	799-3194	伊予市米湊1698-6	089-982-1231
54	ヤマシヨウ株式会社	790-0823	松山市清水町1丁目6-3	089-922-4888
55	株式会社ユニマツライフ松山営業所	790-0038	松山市和泉北3-11-8	089-986-6900

※現在の賛助会員以外の方々で、新たにご賛同いただける場合は、本会までご連絡ください。

愛媛県社会福祉協議会 賛助会員募集!!

愛媛県社会福祉協議会は、民間の地域福祉推進団体として、地域住民や市民活動団体等との密接な連携のもと、「自立・共生」を活動の柱に福祉サービス利用者の自立支援を保障し、かつ県民の福祉環境・福祉文化の構築を目指しています。

誰もが住み慣れた地域で安心して生活が送れるような「福祉のまちづくり」に向けて、県民をはじめ関係団体等と協働して活動を行っています。本会の趣旨にご賛同いただき、会員としてご支援・ご協力をお願いします。

- 会費** 1口 10,000円
- 加入条件** 社会福祉事業に関心を持ち、本会の目的及び事業に賛同する企業・団体又は個人
- 申込み** 下記事務局あてにお問い合わせください。
- その他** 賛助会員の皆様には、本会「広報誌」をお送りするほか、本会ホームページ及び「広報誌」に、お名前を掲載させていただきます。



お問い合わせ先

愛媛県社会福祉協議会 総務企画部 経営管理課
 TEL 089-921-8344 FAX 089-921-8939
 Eメール keiei@ehime-shakyo.or.jp



会議・研修会等の会場をお探しの皆さま

愛媛県総合社会福祉会館をご利用ください!

利用料金	午前	午後	夜間	全日	左記以外の時間帯	
	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	9:00~21:00	12:00~13:00 17:00~18:00	
多目的ホール	7,250	9,670	7,250	22,000	2,410	
研修室	全体使用	5,270	7,030	5,270	16,050	1,750
	2分の1使用	3,510	4,610	3,510	10,770	1,100
視聴覚室	3,510	4,610	3,510	10,770	1,100	
会議室	全体使用	3,510	4,610	3,510	10,770	1,100
	2分の1使用	2,410	3,070	2,410	7,250	650
円卓会議室	2,630	3,300	2,630	7,700	870	
液晶プロジェクター	1,030	1,030	1,030	3,090	—	

※貸出しは、「午前」「午後」「夜間」及び「全日」の区分で行います。(1時間単位等の時間貸し不可)
 ※12:00~13:00及び17:00~18:00のみの貸し出しは行っていません。 ※プロジェクターの利用は予約先着順です。

お問い合わせ

愛媛県総合社会福祉会館 (指定管理者: 愛媛県社会福祉協議会)

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号
 TEL 089-921-5070 FAX 089-921-5199
 Eメール kaikan@ehime-shakyo.or.jp

1階ロビー及び貸会議室はえひめFree-WiFiの使用が可能です。



毎日の暮らしでちょっと聞きたい、
とても困っている、
不安で仕方がない…

そんなとき

暮らしに役立つ

相談窓口

相談窓口



法律

法律全般の相談

愛媛弁護士会 法律相談センター

TEL 089-941-6279

相談日時 月・金曜日(要予約)13:00～16:00
水曜日(要予約)17:30～19:30

財産管理や成年後見に関する相談

愛媛弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター

TEL 089-941-6279

相談日時 第3水曜日(要予約)13:00～15:00

相続・遺言・登記・借金・裁判手続きのアドバイス

愛媛県司法書士総合相談センター

TEL 089-941-1263

相談日時 第2水曜日・第3水曜日(要予約)
13:00～16:00(1人30分)

成年後見制度に関する相談

成年後見センター・リーガルサポートえひめ支部

TEL 089-941-1263

相談日時 第2水曜日(要予約)13:00～16:00
(1人30分)

成年後見制度に関する相談

コスモス成年後見サポートセンター愛媛県支部(愛媛県行政書士会内)

TEL 089-907-6363

相談日時 相談時間は電話予約の上
(予約受付:月～金曜日8:45～17:00)

遺言・契約・任意後見などに関する相談

松山合同公証役場 公正証書相談

TEL 089-941-3871

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～16:30

法的トラブル解決に関する相談

法テラス愛媛

TEL 050-3383-5580

相談日時 相談時間は電話予約の上
(予約受付:月～金曜日9:00～17:00)



交通事故

交通事故にかかる賠償問題などの相談

※相談員への事前相談が必要

愛媛県交通事故相談所

TEL 089-941-2111
(内線 5586)

受付日時 9:00～12:00 相談日時 9:00～12:00
13:00～15:00 13:00～16:00
弁護士無料相談(要予約) 第1・第3金曜日13:00～14:00

損害の請求額・請求方法、賠償責任などの相談

日弁連交通事故相談センター 愛媛県支部

TEL 089-941-6279

相談日時 火曜日(要予約)13:30～16:00

生活

消費生活の相談

愛媛県消費生活センター

TEL 089-925-3700

相談日時 月・火・木・金曜日 9:00～17:00
水曜日 9:00～19:00

多重債務に関する相談

四国財務局 多重債務者相談窓口

TEL 087-811-7801

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～17:00

仕事就職

福祉の仕事を専門で紹介する無料職業相談所

愛媛県福祉人材センター

TEL 089-921-5344

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～17:00

生活の安全を守るための相談

警察総合相談室

TEL 089-931-9110 または #9110

相談日時 24時間(夜間・土・日・祝日は当直対応)

年金 年金全般の相談

新居浜年金事務所

TEL 0897-35-1300

今治年金事務所

TEL 0898-32-6141

松山東年金事務所

TEL 089-946-2146

松山西年金事務所

TEL 089-925-5105

宇和島年金事務所

TEL 0895-22-5440

労働に関するあらゆる分野の相談

愛媛労働局 総合労働相談コーナー

TEL 089-935-5208

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～17:00

若年者の就職相談

ジョブカフェ work(愛媛県若年者就職支援センター)

TEL 089-913-8686

相談日時 月～金曜日8:30～19:00
土曜日10:00～18:00(祝日、年末年始を除く)

若年者の就職相談(学生をのぞき15～39歳までで就職を目指す方)

えひめ若者サポートステーション

TEL 089-948-2832

相談日時 月～土曜日(祝日、年末年始を除く)
10:00～18:00

東予若者サポートステーション

TEL 0897-32-2181

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
10:00～18:00

人権問題に関する相談

愛媛県人権啓発センター

TEL 089-941-8037

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30～17:15

性暴力の相談

えひめ性暴力被害者支援センター

TEL 089-909-8851

相談日時 24時間365日

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30～17:15

介護

福祉サービスに関する苦情解決の専門機関

愛媛県運営適正化委員会

TEL 089-998-3477

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～16:30

在宅介護に関する相談ごと全般

愛媛県在宅介護研修センター

TEL 089-914-0721

相談日時 平日(年末年始を除く)
8:30～17:30 ※相談はお電話で事前予約をお願いします。

認知症の介護に関する相談

認知症の人と家族の会 愛媛県支部

TEL 089-923-3760

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
10:00～16:00

福祉用具・住宅改造に関する相談

愛媛県介護実習・普及センター

TEL 089-921-8348

相談日時 火～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～16:00

高齢者

生活全般にわたる心配ごとや悩みごと

愛媛県高齢者相談センター

TEL 089-921-8789

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～17:00



健康・悩み

心の悩み相談

愛媛いのちの電話

TEL 089-958-1111

相談日時 毎日 12:00～0:00

心の問題や精神的な悩み

こころのダイヤル 愛媛県心と体の健康センター

TEL 089-917-5012

相談日時 月・水・金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～15:00

心の病気、精神保健に関する相談

愛媛県心と体の健康センター

TEL 089-911-3880

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30～17:15

難病の患者さんの悩み相談

愛媛県難病相談支援センター

TEL 089-960-5013

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00

お子さんが急な病気やけがの時の相談

愛媛県子ども医療電話相談

TEL 089-913-2777

相談日時 平日 19:00～翌8:00
土曜日 13:00～翌8:00 ※県内発信に限る
日・祝 8:00～翌8:00

医療に関する患者や家族からの苦情や相談

愛媛県医療安全支援センター

TEL 089-912-2447

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30～12:00、13:00～17:00

業務都合のため、一時利用停止

女性

女性に関する様々な相談

愛媛県福祉総合支援センター

TEL 089-927-3490

相談日時

●電話相談・来所相談

月～金曜日(祝祭日、年末年始を除く)
8:30～17:15

●女性夜間ダイヤル相談

毎日(祝日、年末年始を除く)
18:00～20:00

女性に関する様々な相談

愛媛県男女共同参画センター

TEL 089-926-1644

相談日時

●一般相談 来所 8:30～16:30
火～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30～17:30
土～日曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30～16:30

●心理相談(臨床心理士)

木曜日(第5木曜日は除く)(要予約)
13:00～17:00

●法律相談(弁護士)

第1・第2・第4木曜日(要予約)
13:30～15:30

女性の人権に関する相談

女性の人権ホットライン 松山地方法務局

TEL 0570-070-810 PHS、IP電話の方 089-932-1875

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30～17:15

母子家庭等に関する相談

母子家庭等就業・自立支援センター

TEL 089-907-3200

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～17:00

子ども

児童問題全般の相談

愛媛県福祉総合支援センター

TEL 089-922-5040

愛媛県東予子ども・女性支援センター

TEL 0897-43-3000

愛媛県南予子ども・女性支援センター

TEL 0895-22-1245

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30～17:15

児童問題全般の相談

いじめ相談ダイヤル24

TEL 0120-0-78310

相談日時 24時間受付

子どもの人権に関する相談

子どもの人権110番 松山地方法務局

TEL 0120-007-110

PHS、IP電話の方
089-932-0877

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30～17:15

不登校、いじめ等の相談

愛媛県総合教育センター

TEL 089-963-3986

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30～17:15

ひきこもり、ニート等に関する相談

ひきこもり相談室 愛媛県心と体の健康センター

TEL 089-911-3883

相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
9:00～17:00



愛媛県内市町社会福祉協議会一覧

団体名	〒	所在地	建物名	電話番号
松山市社会福祉協議会	790-0808	松山市若草町8-2	松山市総合福祉センター	089-941-4122
余土支所	790-0045	松山市余戸中2-8-22	余戸中分館2階	089-971-6790
桑原支所	790-0905	松山市樽味1-4-3		089-941-4281
北条支所	799-2436	松山市河野別府937-1	松山市北条社会福祉センター	089-993-1400
中島支所	791-4501	松山市中島大浦1626	松山市役所中島支所2階	089-997-1822
今治市社会福祉協議会	794-0043	今治市南宝来町1-9-8	今治市総合福祉センター愛らんど今治	0898-22-6018
朝倉支部	799-1603	今治市朝倉下乙112-2	朝倉三世代交流センター内	0898-56-1929
玉川支部	794-0102	今治市玉川町大野甲86-1	今治市玉川福祉センター	0898-36-8140
波方支部	799-2102	今治市波方町樋口甲250	デイサービスセンター波方となり	0898-41-7246
大西支部	799-2205	今治市大西町宮脇甲501-2	今治市大西老人福祉センター	0898-53-5380
菊間支部	799-2304	今治市菊間町池原34	今治市菊間デイサービスセンター	0898-54-5700
吉海支部	794-2114	今治市吉海町名1466	今治市吉海老人福祉センター	0897-84-4110
宮窪支部	794-2203	今治市宮窪町宮窪3544-2	今治市宮窪福祉センター	0897-86-3939
伯方支部	794-2305	今治市伯方町木浦甲3930-1	今治市伯方福祉センター	0897-74-2123
上浦支部	794-1403	今治市上浦町甘崎3878-1	今治市上浦福祉センター	0897-87-4274
大三島支部	794-1306	今治市大三島町野々江2435-2	今治市大三島福祉センター	0897-83-1110
関前支部	794-1101	今治市関前岡村甲2525-1	今治市関前高齢者生活福祉センター	0897-88-2455
宇和島市社会福祉協議会	798-0003	宇和島市住吉町1-6-16	宇和島市総合福祉センター	0895-23-3711
吉田支所	799-3703	宇和島市吉田町東小路甲58-5	宇和島市社協吉田支所	0895-52-3166
三間支所	798-1113	宇和島市三間町迫目126	三間町保健福祉センター	0895-58-1051
津島支所	798-3301	宇和島市津島町岩松甲471	津島保健センター 1F	0895-20-8101
八幡浜市社会福祉協議会	796-0010	八幡浜市松柏乙1101	八幡浜市保健福祉総合センター	0894-23-2940
保内支部	796-0202	八幡浜市保内町宮内1-124-1	保内保健福祉センター	0894-36-0262
新居浜市社会福祉協議会	792-0031	新居浜市高木町2-60	新居浜市総合福祉センター	0897-32-8129
別子山分館	799-0650	新居浜市別子山乙241-6	新居浜市総合福祉センター別子山分館	0897-64-2350
介護事業所	792-0811	新居浜市庄内町6-11-46	新居浜市社会福祉協議会介護事業所	0897-32-8339
西条市社会福祉協議会	799-1371	西条市周布606-1	西条市東予総合福祉センター	0898-64-2600
西条支所	793-0041	西条市神拝甲324-2	西条市総合福祉センター	0897-53-0873
東予支所	799-1371	西条市周布606-1	西条市東予総合福祉センター	0898-64-2600
丹原支所	791-0508	西条市丹原町池田1733-1	西条市丹原福祉センター	0898-76-2433
小松支所	799-1101	西条市小松町新屋敷乙48-1	西条市小松地域福祉センター	0898-72-6363
大洲市社会福祉協議会	795-0064	大洲市東大洲270-1	大洲市総合福祉センター	0893-23-0313
長浜支所	799-3401	大洲市長浜甲489-1	大洲市長浜体育館	0893-52-1194
肱川支所	797-1504	大洲市肱川町山鳥坂74	大洲市役所 肱川支所	0893-34-2312
河辺支所	797-1601	大洲市河辺町植松428	大洲市河辺老人福祉センター	0893-39-2510
伊予市社会福祉協議会	799-3127	伊予市尾崎3-1	伊予市総合保健福祉センター	089-982-0393
伊予事務所	799-3113	伊予市米湊723-1		089-983-6224
中山事務所	791-3204	伊予市中山町出洲2-138-1		089-967-0100
双海事務所	799-3202	伊予市双海町上灘甲5821-6		089-986-5777
四国中央市社会福祉協議会	799-0404	四国中央市三島宮川4-6-55	四国中央市福祉会館	0896-28-6127
川之江支所	799-0111	四国中央市金生町下分791-2	川之江文化センター	0896-28-6237
土居支所	799-0712	四国中央市土居町入野174-3	土居福祉センター	0896-28-6351
新宮支所	799-0303	四国中央市新宮町新宮50	高齢者生活福祉センター	0896-72-2774
西予市社会福祉協議会	797-1212	西予市野村町野村12-15	西予市野村保健福祉センター	0894-72-2306
明浜支所	797-0201	西予市明浜町高山甲3656	明浜健康管理センター	0894-69-8066
宇和支所	797-0015	西予市宇和町卯之町4-746		0894-62-3770
城川支所	797-1717	西予市城川町下相945	西予市城川支所	0894-82-1266
三瓶支所	796-0907	西予市三瓶町朝立1-360-1	西予市三瓶支所	0894-33-3046
東温市社会福祉協議会	791-0211	東温市見奈良490-1	東温市総合保健福祉センター 2F	089-955-5535
上島町社会福祉協議会	794-2550	上島町生名2133-3	上島町生名デイサービスセンター	0897-76-2638
久万高原町社会福祉協議会	791-1501	久万高原町上黒岩2920-1	久万高原町社協本所	0892-56-0750
久万支所	791-1201	久万高原町久万45-2	久万高原町社協久万支所	0892-21-0800
面河支所	791-1701	久万高原町渋草2310	おもご高齢者生活支援ハウス	0892-50-1833
柳谷支所	791-1801	久万高原町柳井11846	柳谷保健福祉センター内	0892-54-2941
松前町社会福祉協議会	791-3120	松前町大字筒井710-1	松前町総合福祉センター	089-985-4144
砥部町社会福祉協議会	791-2120	砥部町宮内1369	砥部町中央公民館内	089-962-7100
内子町社会福祉協議会	791-3392	内子町内子1515	内子町役場 内子分庁	0893-44-3820
小田支所	791-3501	内子町小田82		0892-52-2627
伊方町社会福祉協議会	796-0301	伊方町湊浦1995-1	伊方町中央公民館5階	0894-38-2360
瀬戸支所	796-0502	伊方町三机乙1087-1	瀬戸デイサービスセンター	0894-57-2180
三崎支所	796-0801	伊方町三崎1700-16	三崎保健福祉センター	0894-54-2222
松野町社会福祉協議会	798-2101	松野町大字松丸1661-13	ふれあい福祉センター	0895-42-0794
鬼北町社会福祉協議会	798-1341	鬼北町近永782	鬼北町総合福祉センター	0895-45-3709
日吉支所	798-1502	鬼北町下鍵山500	鬼北町日吉中央集会所	0895-44-2588
愛南町社会福祉協議会	798-4101	愛南町御荘菊川1157		0895-73-7777
西海事業所	798-4204	愛南町榎月212-1	西海保健福祉センター	0895-82-0067

愛媛県内地域包括支援センター一覧

市町名	名称	〒	所在地	電話番号
松山市	松山市地域包括支援センター桑原・道後	790-0855	松山市持田町1-3-30	089-993-5666
	松山市地域包括支援センター石井・浮穴・久谷	790-0932	松山市東石井7-3-32	089-957-0808
	松山市地域包括支援サブセンター浮穴・久谷	791-1123	松山東方町甲1272-1	089-905-8889
	松山市地域包括支援センター小野・久米	790-0925	松山市鷹子740	089-970-3761
	松山市地域包括支援センター東・拓南	790-0864	松山市築山町5-11	089-915-7760
	松山市地域包括支援センター雄郡・新玉	790-0011	松山市千舟町8-128-1	089-993-7220
	松山市地域包括支援センター味酒・清水	790-0823	松山市清水町3-15	089-911-1135
	松山市地域包括支援センター垣生・余土	790-0043	松山市保免西4-5-25	089-989-7600
	松山市地域包括支援センター生石・味生	791-8056	松山市別府町177-1	089-953-3888
	松山市地域包括支援センター三津浜	791-8066	松山市祓川2-10-23	089-953-1130
	松山市地域包括支援センター中島	791-4501	松山市中島大浦1626中島支所内	089-997-0454
	松山市地域包括支援センター城北	799-2651	松山市堀江町甲338-2	089-911-8005
	松山市地域包括支援センター北条	799-2436	松山市河野別府937-1	089-992-0117
今治市	今治市地域包括支援センター美須賀・立花	794-0037	今治市黄金町2-2-5	0898-55-8872
	今治市地域包括支援センター日吉・近見	794-0054	今治市北日吉町1-11-17	0898-22-7960
	今治市地域包括支援センター西・南	794-0065	今治市別名272	0898-33-7861
	今治市地域包括支援センター桜井・朝倉・玉川	794-0102	今治市玉川町大野甲86-1	0898-36-8330
	今治市地域包括支援センター北郷・大西・菊間	799-2205	今治市大西町宮脇甲501-2	0898-53-5540
	高齢介護課(地域包括支援担当)	794-0026	今治市別宮町1-4-1	0898-36-1528
	今治市伯方地域包括支援センター	794-2305	今治市伯方町木浦甲3930-1	0897-72-1065
	今治市伯方地域包括支援センターサブセンター大島	794-2114	今治市吉海町名1466	0897-84-4110
	今治市伯方地域包括支援センターサブセンター大三島	794-1306	今治市大三島町野々江2435-2	0897-83-1110
宇和島市	宇和島市地域包括支援センター	798-8601	宇和島市曙町1市役所内	0895-49-7019
八幡浜市	八幡浜市地域包括支援センター	796-0010	八幡浜市松柏乙1101保健福祉総合センター内	0894-24-3918
新居浜市	新居浜市地域包括支援センター	792-8585	新居浜市一宮町1-5-1市役所内	0897-65-1245
西条市	西条市地域包括支援センター	793-8601	西条市明屋敷164市役所内	0897-52-1412
	サブセンター西部	799-1371	西条周布349-1	0898-64-5613
大洲市	大洲市地域包括支援センター	795-8601	大洲市大洲690-1市役所内	0893-24-1714
	サブセンター大洲中央	795-8601	大洲市大洲690-1	0893-24-2111
	サブセンター大洲西	799-3401	大洲市長浜甲480-3長浜支所内	0893-52-1113
	サブセンター大洲東	797-1592	大洲市肱川町山鳥坂74肱川支所内	0893-34-2340
伊予市	伊予市地域包括支援センター	799-3113	伊予市米湊1212-5	089-909-6260
四国中央市	四国中央市地域包括支援センター	799-0497	四国中央市三島宮川4-6-55市役所内	0896-28-6147
	四国中央市地域包括支援センター川之江支所	799-0111	四国中央市金生町下分791-2川之江庁舎内	0896-28-6182
	四国中央市地域包括支援センター土居支所	799-0712	四国中央市土居町入野178-1土居庁舎内	0896-28-6311
	四国中央市地域包括支援センター新宮支所	799-0303	四国中央市新宮町新宮461新宮庁舎内	0896-28-6403
西予市	西予市地域包括支援センター(本所)	797-1212	西予市野村町野村12-15	0894-72-0022
	西予市地域包括支援センター(支所)	797-0015	西予市宇和町卯之町4-746	0894-62-7730
東温市	東温市地域包括支援センター	791-0211	東温市見奈良490-1	089-955-0150
上島町	上島町地域包括支援センター	794-2550	上島町生名2133-4	0897-76-2261
	上島町地域包括支援センター岩城サブセンター	794-2410	上島町岩城2239	0897-74-0755
	上島町地域包括支援センター弓削サブセンター	794-2503	上島町弓削上弓削1907-1	0897-77-3700
	上島町地域包括支援センター魚島(包括センター窓口)	794-2540	上島町魚島1-1367-2	0897-74-1120
久万高原町	久万高原町地域包括支援センター	791-1201	久万高原町久万212	0892-50-0230
松前町	松前町地域包括支援センター	791-3192	松前町大字筒井631	089-985-4205
砥部町	砥部町地域包括支援センター	791-2195	砥部町宮内1392町役場内	089-962-6118
	砥部町地域包括支援センター広田サブセンター	791-2205	砥部町総津409	089-969-2111
内子町	内子町地域包括支援センター	795-0392	内子町平岡甲168町役場内	0893-44-2111
伊方町	伊方町地域包括支援センター	796-0301	伊方町湊浦1993-1	0894-38-2652
松野町	松野町地域包括支援センター	798-2102	松野町大字延野々1406-4保健センター内	0895-42-1933
鬼北町	鬼北町地域包括支援センター	798-1395	鬼北町大字近永800-1町役場内	0895-45-1111
愛南町	愛南町地域包括支援センター	798-4131	愛南町城辺甲2420	0895-72-7325

令和元年度 決算の概要

(単位：円)

1 令和元年度 一般会計貸借対照表

勘定科目	当年度末	勘定科目	当年度末
流動資産	1,034,529,920	流動負債	58,411,785
固定資産	7,719,104,987	固定負債	6,542,255,120
		負債の部合計	6,600,666,905
		基本金	110,000,000
		基金	163,603,439
		国庫補助金等特別積立金	1,545,028,560
		その他の積立金	220,746,178
		時期繰越活動増減差額	113,589,825
		純資産の部合計	2,152,968,002
資産の部合計	8,753,634,907	負債及び純資産の部合計	8,753,634,907

2 令和元年度 その他会計貸借対照表

勘定科目	当年度末	勘定科目	当年度末
流動資産	4,687,487,339	流動負債	5,386,811
固定資産	1,564,335,095	固定負債	180,449,058
		負債の部合計	185,835,869
		国庫補助金等特別積立金	5,581,578,955
		その他の積立金	568,258,130
		次期繰越活動増減差額	△ 83,850,520
		純資産の部合計	6,065,986,565
資産の部合計	6,251,822,434	負債及び純資産の部合計	6,251,822,434

3 令和元年度 事業活動計算書（総括）

会計単位及び経理区分名	収入総額	支出総額
1 一般会計	833,788,777	720,198,952
（1）社会福祉事業	503,738,226	401,250,199
（2）公益事業	318,178,396	314,149,107
（3）収益事業	11,872,155	4,799,646
2 生活福祉資金会計	294,161,300	371,461,204
3 要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計	△ 4,897,248	219,372
4 生活福祉資金事務費会計	67,147,375	66,881,371
5 臨時特例つなぎ資金会計	△ 1,699,851	149
合 計	1,188,500,353	1,158,761,048

4 令和元年度 資金収支計算書（総括）

会計単位及び経理区分名	収入総額	支出総額
1 一般会計	2,943,733,313	1,955,275,319
（1）社会福祉事業	496,566,306	387,424,272
（2）公益事業	2,435,598,452	1,563,182,068
（3）収益事業	11,568,555	4,668,979
2 生活福祉資金会計	4,804,814,997	142,749,717
3 要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計	46,325,043	35,843,427
4 生活福祉資金事務費会計	66,228,023	66,228,023
5 臨時特例つなぎ資金会計	17,153,108	4,624,976
合 計	7,878,254,484	2,204,721,462

愛媛県社会福祉協議会の ホームページをご活用ください!!

愛媛県社会福祉協議会では、昨年度にホームページのリニューアルを行い、各種相談や研修、ボランティアの状況など、知りたい情報を「目的別・分野別」に探すことができるようになりました。本会が実施する事業や、関係機関の助成金情報等、さまざまな制度や取組みを紹介していますので、ぜひ、ご活用ください。

(愛媛県社会福祉協議会ホームページ・トップページ)

キーワードで検索もできます!



組織情報・関係団体等

組織図・事業計画や
種別団体の紹介、
様式ダウンロード等

バナー・トピックス

特集記事やホットな
イチ押し情報をお届け

目的別検索

「知りたいこと」や
「相談したいこと」を
目的にあわせて検索

分野別検索

市町社協情報や
ボランティア・NPO、
施設利用などを、
分野ごとに検索

新着情報・研修情報 助成金情報

お知らせ・研修・講座	助成金情報	福祉人材センター
2020.08.24 お知らせ 【ポラセン】令和2年度 ボランティアコーディネート力向上研修会の開...		
2020.08.17 お知らせ 【参加決定】福祉就職セミナー2020 & 福祉・介護のジョブフェス20...		
2020.08.07 研修・講座情報 令和2年度主任介護支援専門員研修		
2020.08.06 研修・講座情報 令和2年度愛媛県認知症介護実践者研修(第2期)の開催について		
2020.08.03 お知らせ 【ポラセン】「福祉学習実践ハンドブック」を発行しました		
2020.07.30 お知らせ 【令和2年度介護助手事業】介護助手事業 事前説明会のお知らせ		

YouTube



フェイスブック

新着情報・研修情報等

助成金情報

YouTube

フェイスブック

最新のイベント情報や
SNSによる福祉の
お仕事情報等をお届け

愛媛県社会福祉協議会

検索

<https://www.ehime-shakyo.or.jp>

愛媛県社会福祉協議会で検索してください!

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料(1名あたり)

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
	地震・噴火・津波による死傷		×	○	
賠償責任の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	

商品パンフレットは
こちら



(ふくしの保険
ホームページ)

団体割引 20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

●このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03 (3349) 5137
受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763
営業時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン 1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間 1年

▶ 保険金額			
	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)	
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶ 年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円
--------------	---	---

- ② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償

プラン 2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償



プラン 3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償
● オプション: 使用者賠償責任補償
- ② 施設職員の傷害事故補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償 **NEW**



プラン 4 社会福祉法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

保険期間 1年

▶ 保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 保険会社 TEL: 03(3349)5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)
 損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 ▶ **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
 受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)



「やさしさ」を抱きしめよう

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

〒790-8553

松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館

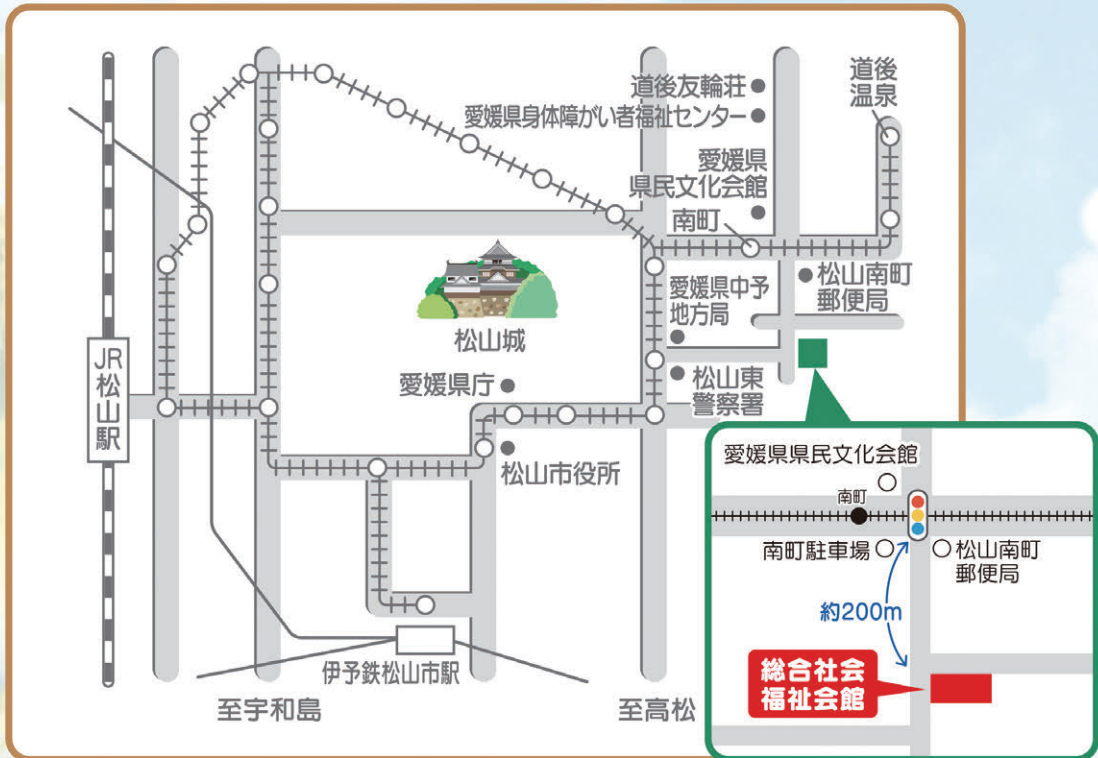
TEL 089-921-8344 **FAX** 089-921-8939

URL <https://www.ehime-shakyo.or.jp>



各部署お問い合わせ先

総務企画部	経営管理課	TEL 089-921-8344 FAX 089-921-8939 Eメール: keiei@ehime-shakyo.or.jp
	地域福祉課	TEL 089-921-8912 FAX 089-921-5289 Eメール: chiiki@ehime-shakyo.or.jp
地域福祉部	福祉資金課	TEL 089-921-8384 FAX 089-921-5289 Eメール: shikin@ehime-shakyo.or.jp
	人材研修課	TEL 089-921-5344 FAX 089-921-3398 Eメール: jinzai@ehime-shakyo.or.jp
福祉人材部	長寿推進課	TEL 089-921-5140 FAX 089-921-8939 Eメール: chouju@ehime-shakyo.or.jp
	調査支援課	TEL 089-921-8353 FAX 089-921-8939 Eメール: chousa@ehime-shakyo.or.jp
福祉振興部		TEL 089-921-5140 FAX 089-921-8939 Eメール: chouju@ehime-shakyo.or.jp
運営適正化委員会		TEL 089-998-3477 FAX 089-921-8939 Eメール: kujo@ehime-shakyo.or.jp



交通のご案内

- JR松山駅から …… 伊予鉄市内電車〈道後温泉行〉で20分。「南町」で下車して徒歩3分。
- 伊予鉄松山市駅から … 伊予鉄市内電車〈道後温泉行〉で15分。「南町」で下車して徒歩3分。
- 松山空港から …… リムジンバス〈道後温泉行〉で36分。「南町」で下車して徒歩3分。